

# L P ガス消費設備の利用に関する契約書

事業者用

液化石油ガス法14条に基づき、交付書面とともに本書を取り交わすものとします。

年 月 日

お客様（甲）住所

氏名又は名称

印

販売事業者（乙）住所

氏名又は名称

印

## 第1条（目的）

乙は、乙所有のL P ガス消費設備等を第4条に定める設置場所に設置して、下記条項に基づき甲の利用に供するものとする。

## 第2条（利用対象設備等の内容）

L P ガス消費設備等は、次表のとおりとする。

[甲の利用する乙の所有に係るL P ガス消費設備等の内容]

利用対象設備	数 量	単 価	設置時費用	償 却 年 数	備 考
A 鋼 管	m	円	円	年	
ガ ス 栓					
ガ ス 器 具					
計					

[注] 上記の「設置時費用」には、器材の単価×数量の計のほか、設置に要する人件費等の工事費用を含むものとする。

## 第3条（利用料及び利用物件買取り価格の計算方法）

1. 月間利用料（金利・維持管理費用を含む） \_\_\_\_\_ 円

償却年数	償却率
6年	0.167
10年	0.100
13年	0.077
15年	0.067

2. 利用物件買取り価格の計算方法

時価相当額 =  $A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$

※ Aは本件設置の設置当初の価格

※ 上記計算方法は定額法です。償却率は償却年数により異なります。

## 第4条（利用対象設備等の設置場所）

本契約の対象となるL P ガス消費設備等の設置場所は、 \_\_\_\_\_ とする。

## 第5条（利用開始日）

利用開始日は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日からとする。

## 第6条（利用料の支払い）

甲は、第5条の利用開始日以降、毎月乙に対して、第3条に記載の利用料をガス料金とともに支払うものとする。

但し、利用料の支払いは、第3条の償却年数の総てが経過した時点で、終了するものとする。

## 第7条（利用対象設備等の使用・管理）

甲と乙は、第2条の表に記載するL P ガス消費設備等の使用・管理に関し、次の各号に規定する諸事項を遵守するものとする。

- L P ガス消費設備等は、甲のL P ガス消費の用に供するため乙が甲に貸付けたものであって、甲は乙の承諾なくして第三者に譲渡又は転貸することはできない。
- 乙は甲にL P ガス消費設備等を使用し支障のない状態で引渡し、甲は善良な管理者の注意をもって、当該設備等を管理・使用しなければならない。
- 甲は、乙に承諾なくして、当該設備等の変更又は第4条に定める場所から他へ移転してはならない。

## 第8条（損害賠償）

甲の故意又は過失によって利用期間中のL P ガス消費設備等に滅失毀損等の損害を生じたときは、甲は乙に対して、その損害賠償の責任を負う。

## 第9条（契約解除）

甲と乙は、第2条の表に記載するL P ガス消費設備等について、下記事項により本契約を解除できることとする。

- 甲又は乙は、やむを得ない事由によって本契約を解除するときは、解除予定日の1ヶ月前に書面等により相手方に通知し、解除することとする。
- 前項による解除通知書の際、甲又は乙は、相手方に対し、第2条記載の対象設備について甲は買取り希望の有無を通知し、又は、乙は甲に対してその意思を確認することとし、甲・乙両者間で買取りにつき合意がなされれば解除日までに、甲は第3条の計算による買取り価格を支払い、乙は当該設備の所有権を甲に移転することとする。

## 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲乙友好的に協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙は記名押印し、各1通を保有するものとする。

この書面は、「液化石油ガス販売通知書」の付属書面です。大切に保管してください。

# L P ガス消費設備の利用に関する契約書

お客様用

液化石油ガス法14条に基づき、交付書面とともに本書を取り交わすものとします。

年 月 日

お客様（甲）住所

氏名又は名称

印

販売事業者（乙）住所

氏名又は名称

印

## 第1条（目的）

乙は、乙所有のL P ガス消費設備等を第4条に定める設置場所に設置して、下記条項に基づき甲の利用に供するものとする。

## 第2条（利用対象設備等の内容）

L P ガス消費設備等は、次表のとおりとする。

[甲の利用する乙の所有に係るL P ガス消費設備等の内容]

利用対象設備	数 量	単 価	設置時費用	償 却 年 数	備 考
A 鋼 管	m	円	円	年	
ガ ス 栓					
ガ ス 器 具					
計					

[注] 上記の「設置時費用」には、器材の単価×数量の計のほか、設置に要する人件費等の工事費用を含むものとする。

## 第3条（利用料及び利用物件買取り価格の計算方法）

1. 月間利用料（金利・維持管理費用を含む） \_\_\_\_\_ 円

2. 利用物件買取り価格の計算方法

時価相当額 = A - (A × 償却率) × 経過月数 ÷ 12

※ Aは本件設置の設置当初の価格

※ 上記計算方法は定額法です。償却率は償却年数により異なります。

参考	償却年数	償却率
	6年	0.167
	10年	0.100
	13年	0.077
	15年	0.067

## 第4条（利用対象設備等の設置場所）

本契約の対象となるL P ガス消費設備等の設置場所は、 \_\_\_\_\_ とする。

## 第5条（利用開始日）

利用開始日は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日からとする。

## 第6条（利用料の支払い）

甲は、第5条の利用開始日以降、毎月乙に対して、第3条に記載の利用料をガス料金とともに支払うものとする。

但し、利用料の支払いは、第3条の償却年数の総てが経過した時点で、終了するものとする。

## 第7条（利用対象設備等の使用・管理）

甲と乙は、第2条の表に記載するL P ガス消費設備等の使用・管理に関し、次の各号に規定する諸事項を遵守するものとする。

- L P ガス消費設備等は、甲のL P ガス消費の用に供するため乙が甲に貸付けたものであって、甲は乙の承諾なくして第三者に譲渡又は転貸することはできない。
- 乙は甲にL P ガス消費設備等を使用上支障のない状態で引渡し、甲は善良な管理者の注意をもって、当該設備等を管理・使用しなければならない。
- 甲は、乙に承諾なくして、当該設備等の変更又は第4条に定める場所から他へ移転してはならない。

## 第8条（損害賠償）

甲の故意又は過失によって利用期間中のL P ガス消費設備等に滅失毀損等の損害を生じたときは、甲は乙に対して、その損害賠償の責任を負う。

## 第9条（契約解除）

甲と乙は、第2条の表に記載するL P ガス消費設備等について、下記事項により本契約を解除できることとする。

- 甲又は乙は、やむを得ない事由によって本契約を解除するときは、解除予定日の1ヶ月前に書面等により相手方に通知し、解除することとする。
- 前項による解除通知書の際、甲又は乙は、相手方に対し、第2条記載の対象設備について甲は買取り希望の有無を通知し、又は、乙は甲に対してその意思を確認することとし、甲・乙両者間で買取りにつき合意がなされれば解除日までに、甲は第3条の計算による買取り価格を支払い、乙は当該設備の所有権を甲に移転することとする。

## 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲乙友好的に協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙は記名押印し、各1通を保有するものとする。

この書面は、「液化石油ガス販売通知書」の付属書面です。大切に保管してください。